資料11

# 文部科学省 CULTURE, SCIENCE A

# 文部科学省における 平成31年度児童虐待防止対策 関連予算要求について

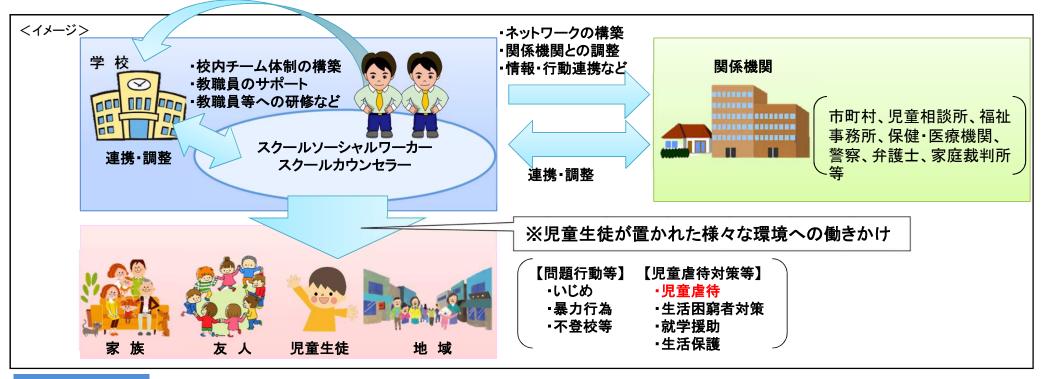
平成30年9月28日(金)

第9回 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会

## 学校での早期発見と適切な初期対応の推進

### 現状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。



### 対 応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー(SSW)及びスクールカウンセラー(SC)の配置を充実。 平成31年度概算要求額 スクールソーシャルワーカー活用事業 1,978百万円、10,047人(1,484百万円、7,547人) スクールカウンセラー等活用事業 4,873百万円、27,500校(4,569百万円、26,700校)
  - 【目標(H31年度まで)は、SSWは全中学校区(1万人)、SCは全公立小・中学校(27,500校)】
- 加えて、虐待対策のための重点加配。
- SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。

## スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度要求·要望額 6,851百万円

(前年度予算額 6,052百万円)



## スクールカウンセラー等活用事業

平成31年度概算要求額 4,873百万円 (平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者 (臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置

(ニッポンー億総活躍プラン)

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:27,500校

- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

<学校·教職員(養護教諭等)>

## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成31年度概算要求額 1,978百万円 (平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置

(ニッポンー億総活躍プラン)

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:10,000人

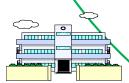
①小中学校のための配置

10.000人(7.500人)

<教育委員会等>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ②貧困・虐待対策のための重点配置
- ③高等学校のための配置
- ④質向上のためのSV配置

1,500人(1,000人)

47人(47人)

47人(47人)



④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)



<家庭>

<福祉関連機関>



※( )は前年度

## 地域における家庭教育支援基盤構築事業

~家庭教育支援チーム強化促進プラン~

補助率】 <u>国 1/3</u> 都道府県 1/3

(前年度予算額 73百万円)

31年度要求額 91百万円



文部科学省

#### 背景

- ・ <u>核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状</u>がある。
- ・全ての親が安心して家庭教育を行う上で、<u>身近な相談相手として、地域</u> の多様な人材で構成される家庭教育支援チームによる支援活動が有効。

#### 計画・ 提言等

●第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)「家庭や地域と学校との連携・協働を推進する」「家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図る」

●**教育再生実行会議第10次提言**(平成29年6月)

「学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかんなく発揮し、相互に連携・協力しながら子供を支え、育んでいくことが重要」「家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、<u>訪問型家庭教育支援をより一層充実する</u>」

#### 事業概要

各地域における、①<u>地域人材の養成</u>、②<u>家庭教育支援体制の構築</u>、③<u>家庭教育を支援する取組</u>に加え、④<u>訪問型家庭教育支援を含めた</u> 支援活動の強化を図るための取組の推進など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援するもの(1000箇所で実施)

**ത** 

#### ①地域人材の養成

#### 家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を 行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との 連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

#### 地域の多様な人材 による参画

(例)

子育C PT/

研修

リーダー

中核的人材の養成

#### ②家庭教育支援体制の構築

#### 家庭教育支援員の配置

● 地域の身近な小学校等に家庭教育に関する 情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育 支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

#### 家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心とした チームの組織化。
- ・学習機会や交流の場づくりの企画
- ・家庭や地域の人材に応じた支援をコーディネート
- ・活動拠点の整備促進

#### 【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、 元教員、民生・児童委員、 保健師 等



#### 連絡会議・ケース会議等の設置・運営

● 各家庭と関係機関等をつなぐ機能の強化

#### ③家庭教育を支援する取組

#### 学習機会の効果的な提供

● 就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した 学習機会の提供

#### 【講座例】

- ○小学校入学時講座
- ○発達段階の特徴や親の心得に関する講座
- ○携帯電話やインターネットに関する有害情報対策
- ○子供の生活習慣づくり"早寝早起き朝ごはん"に関する講座

#### 親子参加型行事の実施

● 親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

#### 【プログラム例】

○親子で清掃ボランティア、料理教室 など

#### 相談対応や情報提供

● 悩みが抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や対応を実施

# 様々

#### 【支援活動例】

- ○空き教室を活用した交流の場づくり・相談対応
- ○企業が参加する出前講座
- ○企業内における従業員向けの研修等を活用した家庭教育支援
- ○家庭教育支援に関する広報誌等による情報提供・相談対応

#### ④家庭教育支援活動の強化

- i ) **家庭教育支援チームの拡充**を含めた<u>地域</u> における家庭教育支援体制の拡充・強化
  - ※**訪問型家庭教育支援**に取り組む家庭 教育支援員の配置拡充を含む
- ii) 学校と連携し、家庭をつなぐ機会を創出 するための家庭教育支援員のコーディネート力 や専門性の向上等に関わる研修機会の充実

家庭教育支援チーム等の 強化により、更なる 家庭教育支援活動の進展



## 教育と福祉の連携による家庭教育支援事業(前年度予算額 20百万円)

※前年度「地域の教育資源を活用した教 育格差解消プラン」内で実施。「家庭教育 支援推進事業」内で継続(拡充)して要求 ※「家庭教育支援推進事業」内の1メニュー



背景

・就学や養育に不安を抱えている保護者が多く、 未就園児の母親からの子育ての相談が増加傾向。

・初めて子供を持った保護者や0歳児の保護者へ の支援から、学齢期での支援へとつながっていく切 れ目のない支援の必要。

## 計画:

●第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)

「妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築」 「様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化」

●教育再生実行会議第10次提言(平成29年6月)

「妊娠期から子育て期、さらには就学期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、市町村が設置する子育て世代包括支援 センター等と、家庭教育支援チームの連携を図る」

事業概要

家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制(プラットフォーム)を構築し、保護者のニーズや相談に関する 相談窓口のワンストップ化、SNSを活用した双方向の相談体制の構築など、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援体制を整備する。

#### 実施体制 文部科学省 委託 【1ユニット】×5 都道府県 再委託 A市 C市 ВШ D村 1 2 3 4 【都道府県(5箇所)】

- ●事業全体に係る総合調整
- ●各市町村への評価・助言
- ●子育て支援、母子保健等の関係機関との連携体制整備等
- ・子育て支援の連携・協働に関する優良事例の収集・展開等
- ・ 都道府県レベルでの連携・協働体制の構築

#### 【市町村(4箇所/1都道府県)】

- ●具体的な取組の実施
- ●研究協議会での発表

#### 教育・福祉連携プラットフォーム 教育委員会 保健·福祉行政 児童相談所 子育て世代包括 家庭教育支援 学校 支援センター チーム等 ケース会議等 ワンストップ化等 要保護児童 保健センター 対策地域協議会

#### ①関係機関とのネットワーク

- ●子育て世代包括支援センターや利用者 支援事業と家庭教育支援チーム等が連 携した取組を推進。
- ●就学前から学齢期への移行の際の溝に 関する具体的な課題の把握と対応方策 を検討。

#### ②情報共有の仕組みの構築

- ●行政機関に事務局機能を置き、家庭教 育支援チーム、教育委員会、福祉部局、 学校等が連携し、課題の共有や支援の検 討を行う体制を整備。
- ●連携のための情報共有の在り方と個人情 報保護のバランスなどについて、対応方法 を検討。

#### ③相談窓口のワンストップ化

- ●保護者のニーズや相談をワンストップで受け 止める人員を配置。
- ●教育委員会と福祉部局の合同開催による 講座等を企画運営し、切れ目のない支援 を構築。

新規

#### 4 SNSを活用した相談支援体制の構築

- ●家庭教育が困難な家庭等に向けたSNSを活用した双方向の相談支援を実施。
  - ■困難な家庭ほど、面会や継続的な対応が難しい側面がある。SNSを活用し、 気軽に相談できる環境を整備することは困難な家庭への届ける支援として有効。
  - ・個人情報保護や守秘義務等の基準を設定。
  - ・SNS相談を行う人材の資質向上に関する研修システムを構築。
  - ・相談については、「虐待、いじめ、障害、貧困、不登校」等の相談内容を検証 し、特性の整理や対応方針を整備。
  - ・深刻な状況については、適切な機関につなげるための仕組みを構築。



- ・自治体行政職員が子育て支援と家庭教育支援の連携促進に向けた改革に活用
- ・家庭教育支援チームの活動の横展開(福祉関係機関との共同講座の開催・連携した訪問型支援等)に活用

地域社会から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭や その親子に対する支援を強化